

第 19 号議案

長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する
条例の一部改正について

長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 9 年長岡京市条例
第 5 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

事業系一般廃棄物の収集及び運搬手数料について、所要の変更を行うため、
条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年長岡京市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

改正後			改正前		
別表（第27条関係）			別表（第27条関係）		
種別	取扱区分		取扱区分		手数料
ごみ	家	【略】		家	【略】
	庭系	臨時（多量を 含む）	100リットルま でごとに	100リットルま でごとに	200 円
	事業系			100リットルま でごとに	300 円
【略】			【略】		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた一般廃棄物の収集及び運搬に係る手数料について適用し、施行日前に行われた一般廃棄物の収集及び運搬に係る手数料については、なお従前の例による。